

独立行政法人国立文化財機構職員懲戒規程

平成19年4月1日

国立文化財機構規程第21号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立文化財機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第39条に基づき、独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」という。）に勤務する常勤職員（以下「職員」という。）の懲戒に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(調査の依頼)

第2条 理事長は、職員について、就業規則第39条に定める懲戒の事由（本条において「懲戒事由」という。）のいずれかが存在すると思料する場合には、第4条に定める調査委員会（以下「委員会」という。）に事実の調査及び審査を付議することができる。

(謹慎)

第3条 理事長が前条の調査及び審査を委員会に付議した場合において、その対象となる職員が勤務することが職場環境を害すると認めるときは、懲戒処分が決定するまでの間出勤を停止させ謹慎を命じることができる。

2 前項の謹慎を命じられた期間については、給与を支給する。

(委員会)

第4条 機構に職員に対する懲戒処分に関する調査及び審査を行うため、委員会を置く。

2 委員会は、理事長の下に置くものとし、その構成は事案に応じてその都度これを定めるものとする。

3 委員会の庶務は本部事務局総務企画課が行う。

(委員会の任務)

第5条 委員会は、理事長から付議された事案について、公正かつ中立的な立場で、調査及び審査を行い、懲戒処分の要否及び懲戒処分を要する場合のその内容の案を決定する。

(審査説明書の交付)

第6条 前条の審査に際して、委員会は審査の対象となる職員に、審査の事由を記載した別紙様式1による審査説明書を交付しなければならない。

2 前項の審査説明書の交付を行う際に、これを受けるべき職員の所在を知ることができない場合においては、その内容を民法（明治29年法律第89号）第98条第2項に定める方法によって公示することにより、懲戒処分の意思表示を行う。この場合には、民法第98条第3項の規定により、公示された日から14日を経過したときに審査説明書の交付があったものとみなす。

(弁明の機会の付与)

第7条 委員会は、審査の対象となる職員が前条の審査説明書の交付があった後14日以内に請求した場合には、その職員に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(委員会による決定及び報告)

第 8 条 委員会は、調査及び審査を行い、懲戒処分の要否及び懲戒処分を要する場合のその内容の案を決定する。

2 委員会は、前項に定める決定をした場合には、遅延なく理事長に報告しなければならない。

(懲戒処分の発令)

第 9 条 理事長は、前条の報告を受けた場合、委員会が決定した懲戒処分の内容の案に基づいて、当該職員に対する懲戒処分を発令する。

2 懲戒は、職員に、別紙様式 2 による懲戒処分書を交付して行う。

3 前項の懲戒処分書の交付を行う際に、これを受けるべき職員の所在を知ることができない場合においては、第 6 条第 2 項に定める手続きを準用する。

4 懲戒の効力は、懲戒処分書を職員に交付したときに発生する。

(減給の方法)

第 10 条 就業規則第 40 条第 2 号に定める減給は、その効力発生の日の直後の給与の支給日（効力発生の日と給与の支給日とが同日の場合は、次の給与の支給日）に減給分を差し引くこととする。

2 減給する額の総額が、給与の支給日に支給される給与の総額の 10 分の 1 を超える場合は、その超える額については翌月以降の給与の支給日に減給する。

3 減給を行う給与の支給日前に退職し又は解雇された場合には、その退職又は解雇をもって減給を打ち切るものとする。

(出勤停止の方法)

第 11 条 就業規則第 40 条第 3 号に定める出勤停止期間は、その効力発生日の翌日から起算し暦日単位によるものとし、その期間中は勤務しない。

2 出勤停止期間中の本給及び諸手当は支給しないものとし、その計算は「独立行政法人国立文化財機構職員給与規程」第 36 条の給与の減額の方法による。

(停職の方法)

第 12 条 就業規則第 40 条第 4 号の停職期間は、その効力発生日の翌日から起算し暦日単位によるものとし、その期間中は勤務しない。

2 停職期間中の本給及び諸手当は支給しないものとし、その計算は前条第 2 項を準用する。

(諭旨解雇の方法)

第 13 条 就業規則第 40 条第 6 号の諭旨解雇における退職の勧告は、懲戒処分書の交付と同時に行うものとする。

2 第 6 条第 2 項の規定は、前項の場合において準用する。

3 第 1 項の勧告があった日の翌日から起算して 7 日以内に辞職願の提出がないときは、就業規則第 21 条第 2 項第 3 号の規定に基づき解雇する。

附 則

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行日前において国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 82 条の規定による懲

戒処分を受けた者でその処分の効果が施行日以後に及ぶものについては、従前の懲戒処分の種類及び程度は、なお効力を有するものとする。

附 則

この規程は、平成19年11月13日に改正、同日から施行し、平成19年9月14日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日に改正し、同日から施行する。